

業務改善計画一覧（概要版）【第2回改善会議】

No.	チーム名	テ ー マ	第1回改善会議で抽出された課題	ブラッシュアップ内容（課題の解決方法）	最終改善案	実行担当課	振分区分
1	警防チーム	消防隊の能力及び火災対応力の向上について	<p>【ウェアラブルカメラの取扱い】</p> <p>(1) 個人情報の適切な管理 …法令に遵守した個人情報の適切な管理が行えるか。</p> <p>(2) 情報公開請求の対応 …請求があった場合にどのような方法（加工処理等）で映像を開示するか。</p> <p>(3) 装備する隊員への教育 …実際に装備する隊員に教育の場を設けられるか。</p>	<p>(1) 地域における事務に必要な個人情報であると消防本部が判断すれば、撮影及びデータの保有は可能となる（令和5年4月1日個人情報保護法改正により可能となった）。</p> <p>(2) 開示する映像は、個人情報に対する加工処理が必要であるが、容易に加工処理ができない場合においては非公開という形で対応できる。</p> <p>(3) ウェアラブルカメラ運用要綱を作成し、消防隊員への研修を実施する。</p>	<p>3段階の訓練カリキュラムは、</p> <p>①火災事例研究会 ②ファイヤーコントロールボックス ③実火災体験型訓練施設での訓練とする。</p> <p>ウェアラブルカメラは、諸課題を整理するまで当面の間は、実火災訓練施設で使用する。</p>	警防課 東消防署 西消防署	<p>・実行</p> <p>・再協議</p>
2	予防チーム	消防安全サポーター制度による火災予防対策	<p>【ステッカーの交付】</p> <p>(1) ステッカーを交付する制度等の法的な問題 …掲示建物で火災が発生した場合の消防側のリスク。</p> <p>(2) ステッカー掲示建物へのフォローアップ …掲示建物が継続して消防法令を遵守しているか定期的な検査が必要。</p> <p>(3) ステッカー配布による不平等性 …掲示がない建物は消防法令を遵守していないと市民が誤解してしまう可能性がある。</p> <p>(4) 職員の査察業務負担の増加 …査察対象外事業所へ立入検査を実施することによる業務量の増加。</p> <p>(5) ステッカーの周知方法 …市民や事業所に対してどのような方法で制度を広く効果的に周知するか。</p>	<p>(1) 法令に基づく制度でないため、法的な問題はなく、掲示建物で火災が発生した場合においても消防が負うリスクは限りなく低い。 ステッカーは立入検査結果通知書の附属品とし、掲示は事業所が自ら掲げるものとする。</p> <p>(2) フォローアップは期間を定めて電話で行う。</p> <p>(3) ステッカーの有無で誤解を生まないように、事業所に対し丁寧な説明を行う。</p> <p>(4) 不特定多数が利用する飲食店等に限定し、申請方式により予防係が立入検査を実施する。</p> <p>(5) 制度の開始式を開催し、大々的な広報を行う。 制度説明用リーフレットを作成し、立入検査時に事業所に配布する。 HPやFacebook、YouTube等の公式SNSを利用し市民の目に触れる機会を多くつくる。</p>	<p>安全サポーター制度の実施に向けた新たなプロジェクトチームを発足し、令和6年度からの制度開始を目指す。</p>	予防課	<p>・実行</p> <p>・再協議</p>